

【その他】

## 第4次岡崎市男女共同参画基本計画（ウィズプランおかざき 2020） における市の取り組みと調査の紹介

### Introduction of city initiatives and surveys related to the Fourth Okazaki City Basic Plan for Gender Equality (With Plan Okazaki 2020)

笹瀬 佐代子\*

SASASE Sayoko

#### 要 旨：

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会のことであり、男女共同参画社会基本法はそのような社会を目指す法律である。

岡崎市は、国が策定した基本法に基づき、県とも歩調を合わせて「新ウィズプランおかざき 21」を策定し、2016年度から実施している。筆者は岡崎市男女共同参画推進審議会委員としてその策定から実施に関わっている。

計画策定にあたり 2014 年に実施された岡崎市民意識調査では、様々な場で性別の不平等感を持っている結果となっている。男女共同参画社会の実現に向けて岡崎市に期待することでは、教育の機会があった。事業所としても保育者にとっても、関わりがある。教育の初期において、性別を超えた個としての考え方を見守る必要があると考えられる。

#### Abstract

A gender-equal society is one in which men and women respect each other's human rights, and every citizen is able to fully display their individuality and ability regardless of gender. The Basic Act for Gender Equal Society is a law aimed at realizing this type of society.

Based on the Basic Act that was established by the national government, and in step with the prefectural government, Okazaki City formulated "New With Plan Okazaki 21" and started its implementation in FY2016. The author of this paper has been involved in the formation and implementation of this plan as a committee member of the Okazaki City Gender Equality Promotion Council.

The results of a survey on the awareness of Okazaki City citizens that was carried out in 2014 for the formulation of this plan, showed that there was a sense of gender inequality in various respects. What citizens expected Okazaki City to achieve a gender equal society was equal opportunities for educations. Offices and childcare workers are also related to this issue. It seems that in the initial stage of education, it will be necessary to attentively watch the ways of thinking of individuals that go beyond gender.

キーワード：男女共同参画、性別に関わりなく、個性と能力の発揮

Keywords : gender equality, regardless of gender, displaying individuality and ability

#### I. はじめに

2015 年女性活躍推進法<sup>1</sup>が成立し、女性があら

ゆる分野において能力を発揮できるように社会的基盤を整える機運が高まってきた。国連開発計画<sup>2</sup>によれば、国際的指標である人間開発指数（HDI）

---

\*岡崎女子短期大学幼児教育学科

は17位であるのに対し、ジェンダー不平等指数(GGI)は25位、ジェンダーギャップ指数(GGI)は79位である。GGIの順位は、HDIやGIに比べ非常に低く、人間開発の達成度では実績が高いが、政治・経済活動で意思決定に参画する機会では国際的に男女差が大きいと分析されている。

このような情勢において国も女性を活躍する社会の形成に力を入れてきた。

筆者は2007年より岡崎市男女共同参画審議委員として、岡崎市の男女共同参画への取り組みに参加してきた。その取り組みと、市民調査から市民が市に期待することを考察する。

## Ⅱ. 男女共同参画に関する国際社会と日本の動きについて

男女共同参画に関わる世界の動きは、1975年に「国際婦人年世界会議」で「世界行動計画」が採択、1979年国連総会で「女子差別撤廃条約」が採択されたことで、女子の差別をなくす動きは進められていった。

日本ではこの歩みが遅く、1985年に「女子差別撤廃条約」の批准、1985年に「男女雇用機会均等法」<sup>3</sup>が公布、1986年施行された。男女雇用機会均等法は雇用に分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律で、女性の働き方は均等法以前に比べて徐々に改善され、能力に応じて活躍する機会が図られていった。

1992年「育児休業法」が施行、1995年には「育児・介護休業法」<sup>4</sup>となって成立した。

1995年「第4回世界女性会議(北京宣言)」が開催、男女が対等なパートナーとなるための「北京宣言」および「北京行動綱領」が採択された。世界の流れを受け、日本ではこの「北京行動要領」に対応するため1999年「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年施行された。労働の分野のみならず社会におけるあらゆる分野での男女平等を目的とする。

さらに、2015年9月「女性活躍推進法」が施行、2016年4月から国・地方公共団体、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に行動計画の策定、報告などが義務づけられることとなった。

## Ⅲ. 男女共同参画社会基本法について

男女共同参画社会基本法は1999年策定、2000年施行された。

前文の冒頭では下記のように記されている<sup>5</sup>。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきているが、なお一層の努力が必要とされている。

つまり日本国憲法の個人の尊重と法の下での平等の理念に基づき、男女平等になるように国際社会と連動して取り組んではいるが、まだ不十分であると言っている。

さらに次の文章が続いている<sup>6</sup>。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いのその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

日本の社会状況を考えれば、性別にかかわらず個人が尊重され、個性と能力を発揮できる社会にすることを記している。このような社会では前述の前文のとおり社会の一員として「責任も分かち合う」ことでもある。

OECDの2015年の日本に対する勧告<sup>7</sup>でも、日本は女性の社会参加を促さなければ国力は衰退するとされている。

男女共同参画社会基本法は、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本法律である。

男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画が2000年に策定されて以降5年ごとに改訂され、現在第4次計画が進められている。

第4次計画では、過去の様々な取り組みの結果、社会での女性の活躍が拡大し、社会が変化していると現状を認識している。第3次までは、まだ不十分としていたのとは大きな違いがある。

第4次計画では、「女性の活躍」を大きく打ち

出している。3次計画までと組み立てを替えて政策領域ごとの目標を定めている。

#### IV. 岡崎市男女共同参画基本計画について

岡崎市は、国の法律制定後、国や愛知県の動きと連動して様々な取り組みを行ってきた。

1998年「おかざき男女協働プラン」策定、2000年「第5次岡崎市総合計画（岡崎21世紀プラン）」において「男女共同参画」の項目を盛り込み、2003年には「ウイズプランおかざき21」を策定した。2005年「岡崎市男女共同参画推進条例」を制定、男女共同参画社会の実現に向けて2008年「第6次岡崎市総合計画」に「男女共同参画社会の推進」が掲載され、2011年「新ウイズプランおかざき21」、現在は2016年に策定された「ウイズプランおかざき2020（第4次岡崎市男女共同参画基本計画）」が進行中である。

計画は、男女共同参画社会基本法第14条および岡崎市男女共同参画推進条例第10条による。また、「女性活躍推進法」第6条2に基づく市町村推進計画として基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱ、基本目標Ⅲが位置づけられている。

さらに「第6次岡崎市総合計画」を上位計画とし、関連した計画との整合性を取りながら岡崎市の男女共同参画社会の実現に向けて策定された2016年度から2020年度までの5カ年計画である。

岡崎市男女共同参画推進条例の前文では、次のような記述がある<sup>8</sup>。

矢作川流域の緑豊かな大地に住む私たち岡崎市民は、輝かしい歴史と伝統の恩恵を受けながら積極的にまちづくりを進めているが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣習が根強く存在し、真の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている。

歴史と伝統のある岡崎市であるが、まだ固定的役割分担意識や制度、慣習が残っていることを指摘している。

前文はさらに続く<sup>9</sup>。

少子高齢化や国際化など地域社会が大きく変化する中で、男女が対等なパートナーとし

て、豊かで生き生きと充実した人生を送ることができる社会を築くためには、市民と市が一体となって、なお一層、この課題の解決に取り組んでいくことが必要である。

市だけが男女共同参画社会の実現にまい進するのではなく、市民と市が一体となって課題解決に取り組んでいくことが必要であるとされている。条例の第1条では次のように規定されている<sup>10</sup>。

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民、教育に携わる者、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

前述では市民と市が一体となって取り組むことが記されていたが、第1条ではさらに教育に携わる者、市民団体、事業者も加えられている。保育に携わる岡崎市職員も例外ではないということである。

「男女共同参画」とは条例第2条で次のように定義されている<sup>11</sup>。

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

この定義では、社会の対等な構成員であり、自らの意思で選択し、社会のあらゆる分野における活動の機会があり、活動によって得られる利益を受け取ると同時に責任も負うことを示している。

例えば、家庭においては日常生活で生じる家事の分担であり、職業生活では男性・女性それぞれ向かないと考えられてきた職業への進出もある。自治会などの地域活動の場や政治的活動にも個人の意思が尊重され活動できる機会が必要である。

現在の「ウイズプランおかざき2020」の基本理念は、条例第3条の5項目に基づいている。ま

とめると下記のとおりである<sup>12</sup>。

- 人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力が発揮される機会の確保
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画する機会の確保
- 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動の両立
- 男女共同参画社会形成のための取り組みが国際的協調の下に行われること

上記の基本理念に基づき、「ウィズプランおかざき2020」では4つの基本目標<sup>13</sup>を掲げ、それぞれ基本的課題を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいる。

- 基本目標Ⅰ 人権を尊重し男女共同参画意識を高めよう
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画を促そう
- 基本目標Ⅲ 職場における男女平等を実現し、男女がともに働きやすい職場環境にしよう
- 基本目標Ⅳ 男女がともに性別に捉われず、安心して暮らせる地域社会をつくろう

さらに、最優先取り組み事項として、審議会等への女性委員登用の推進、市女性職員の能力開発と登用促進、男性の家庭生活への参画促進、多様な働き方ができる環境づくりの4点が重点的目標として設定されている。

## V. 男女共同参画における岡崎市民の意識

### 1. 市民意識調査について

男女共同参画基本計画策定にあたって、岡崎市では市民や事業所に意識調査を行っている。1989年「女性に関する生活実態と意識の調査」から始まり、1996年男女平等に関する「市民・職員意識調査」、2001年男女共同参画に関する市民・職員意識調査、2008年男女共同参画に関する市民・事業所・職員意識調査、2014年「新ウィズプラ

ンおかざき21」見直しにあたっての市民・事業所意識調査と5回実施している。

直近の2014年に行われた市民・事業所意識調査の結果から、岡崎市民や事業所が男女共同参画の意識を考察する。

### 2. 市民意識調査の概要<sup>14</sup>

- (1) 調査対象 岡崎市内在住成人（20歳以上）の男女（1：1）、3,000名
- (2) 調査方法 調査票を郵送配布・回収方式
- (3) 調査期間 概ね2015年7月1日～9月10日
- (4) 回収結果
  - 有効配布数 3,000
  - 回収数 1,093
  - 有効回答数 1,079
  - 有効回答率 36.0%
- (5) 調査項目
  - ①回答者のプロフィール5問
  - ②男女共同参画社会に関する考え方について4問
  - ③家庭生活について2問
  - ④子育て・教育について5問
  - ⑤職場について8問
  - ⑥地域や社会との関わり方について4問
  - ⑦高齢化社会や介護について3問
  - ⑧DV（ドメスティック・バイオレンス）について8問
  - ⑨男女共同参画の推進について2問
  - ⑩意見の自由筆記

### 3. 回答者の属性

- (1) 性別<sup>15</sup>
  - 女性57.7%、男性41.1%
- (2) 年齢別<sup>16</sup>
  - 性別・年齢別では、女性の70歳以上が67.3%と最も高い（表1）。

表1 年齢（性別）

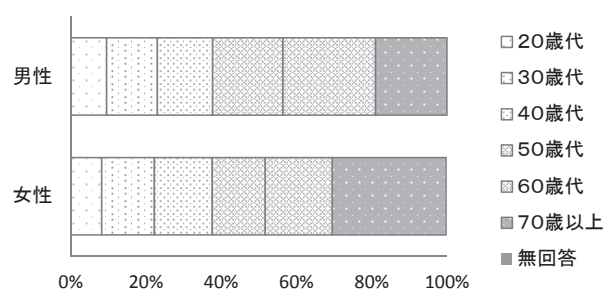




表2 職種（性別）

	自営業	会社員	公務員	パート・アルバイト	契約社員・派遣職員	専業主婦・専業主夫	学生	無職	その他	無回答
全体	6.6	30.1	4.3	12.8	3.7	10.8	1.6	26.6	3.3	0.3
女性	4.5	17.5	3.7	19.1	4.8	18.3	1.9	26.2	3.7	0.3
男性	9.7	48.8	4.7	3.6	2.3	3.6	1.1	26.6	2.9	0.2

(3) 職業<sup>17</sup>

全体では会社員が30.1%と最も高いが、女性では無職（26.2%）、男性では会社員（48.8%）が高い（表2）。

(4) 既婚状況<sup>18</sup>

全体では51.7%、女性では33.9%、男性では77.4%が既婚していると回答した。女性では「離別・死別」が46.4%と高い（表3）。

表3 既婚状況

	結婚している	離婚・死別	結婚したことはない	無回答
全体	51.7	29.7	18.4	0.3
女性	33.9	46.4	19.4	0.3
男性	77.4	5.2	17.2	0.2

(5) 家族構成<sup>19</sup>

全体では「親と子（2世代世帯）」が41.8%と最も高く、女性では「親と子（2世代世帯）」（35.5%）に次いで「単身世帯（1人）」が34.3%と、「男性単身世帯」（8.4%）と4倍以上である（表4）。

表4 家族構成（性別）

	単身世帯(1人)	夫婦のみ(1世代世帯)	親と子(2世代世帯)	親・子・孫(3世代世帯)	その他の世帯	無回答
全体	23.8	17.2	41.8	12	4.4	0.7
女性	34.3	12.2	35.5	11.6	5.5	1
男性	8.4	24.6	50.6	12.9	3.2	0.5

4. 男女共同参画社会に関する考え方について

今回は男女平等についての現状認識について考察を行う。

(1) 家庭生活、職場、学校教育の場、地域活動、政治の場、法律や制度上、社会通念・慣習・しきたりなど、社会全体における男女平等についての現状認識

男女平等についての現状認識を、8つの場合（家庭生活、職場、学校教育の場、地域活動、政治の場、法律や制度上、社会通念・慣習・しきたりなど、社会全体）について、男性・女性の優遇度を聞いた（表5・6）<sup>20</sup>。

表5 場合による男女平等の現状認識（女性）

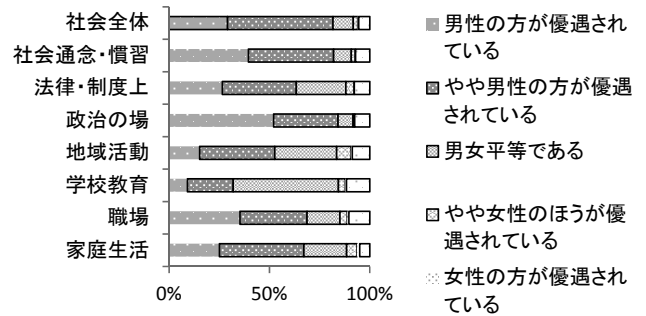
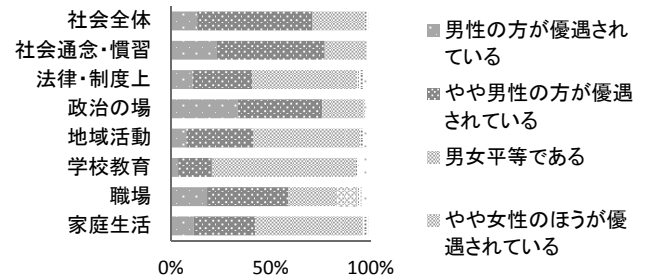


表6 場合による男女平等の現状認識（男性）



男女別にみると、いずれの場合でも男性は女性よりも「男女平等である」が上回る。女性は家庭生活、地域活動、法律や制度上で「男性の方が優遇されている」「やや男性の方が優遇されている」を合わせると過半数の回答をしている。

場合別に見ると、学校教育の場では男女ともに「男女平等である」が最も多く、共に過半数である。職場、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなど、社会全体の4つの場合については、男女共に「男性の方が優遇されている」「やや男性の方が優遇されている」を合わせると過半数の回答をしている。特に政治の場では女性84.1%、男性75.8%、社会通念・慣習・しきたりなどでは女性82%、男性77%、社会全体では女性81.7%、男性70.9%と、高い数値となっている。

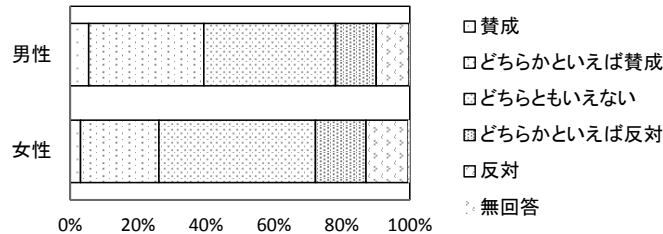
これは、政治や社会通念など社会全体が男性優位であると男女共に感じているということである。

5. 固定的性別役割分担について<sup>21</sup>

「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という

考え方について、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせて、女性 26.1%、男性 39.3%、「どちらともいえない」女性 46.1%、38.8%、「どちらかといえば反対」「反対」を合わせて女性 27.3%、21.7%であった（表 7）。

表 7 「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について

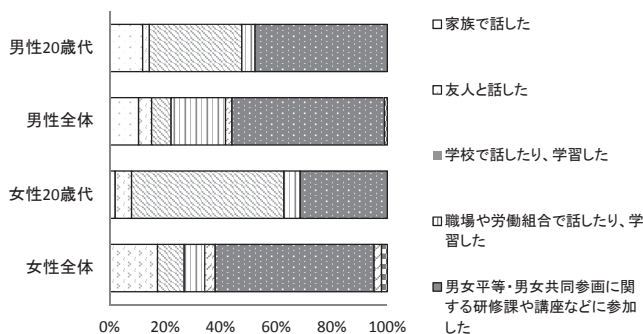


2008 年の調査では「賛成」が女性 28.6%、男性 44.7%であった。社会情勢を考えて男女共に働かなくてはならない状況であると思われる。

## 6. 男女共同参画についての話し合いや学習について<sup>22</sup>

男女共同参画についての話し合いや学習の有無について聞いた。男女ともに「話し合ったり、学習したことはない」が過半数を占めているが、20 歳代の女性 54.9%、男性 33.3%が「学校で話したり、学習した」と回答している（表 8）。これは男女共同参画社会基本法が成立してから教育の場において、話し合う機会が設けられている成果と推察する。20 歳代以上が社会で重要な立場になる 40 歳代になるころには、意識が浸透しているものと考えられる。

表 8 男女共同参画についての話し合いや学習の有無



## 7. 男女平等社会実現のための岡崎市への期待事項

男女平等社会実現のための岡崎市への期待事項を全体上位 5 つ挙げると、①高齢者や病人の在宅介護サービス施設または福祉施策の充実、②育児・保育施設や支援事業の充実、③平等意識を育てる学校教育、④女性の就労機会や労働条件の格差を是正するための働きかけ、⑤ひとり親家庭などへの援助や福祉対策の充実の順であった（表 9）。

高齢者や保育の福祉政策とともに、教育の充実を図ることが市民から要望されている。

表 9 男女平等社会実現のための岡崎市への期待事項（性別）

	全体の上位5位を抽出 (%)		
	全体	女性	男性
高齢者や病人の在宅介護サービス施設または福祉施設の充実	43.0	44.5	40.9
育児・保育施設や支援事業の充実	40.2	37.4	44.9
平等意識を育てる学校教育の充実	25.7	22.6	29.8
女性の就労機会や労働条件の格差を是正するための働きかけ	25.0	27.9	21.2
ひとり親家庭などへの援助や福祉対策	21.9	24.9	17.6

## VI. 結び

男女共同参画社会基本法は、男女が互いに人権を尊重しながら、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会を目指す法律である。

岡崎市の市民調査の結果から、職場、政治の場、社会通念などでは、男女共に男性が優遇されている傾向があるとしており、性別にかかわらず能力と個性が発揮できる社会には到達していないと推察される。

この不平等感の現れから、ともに活躍する社会を作るには、自治体や事業所のみならず個人の意識をも変えていく必要があると考えられる。最近の傾向として、女性は仕事も家事、育児、介護と求められる役割が非常に大きい。これらの役割は、社会の構成員として男女共に分担し責任を負って、個人が満足いくような社会を目指したい。

国が策定した基本法に基づき、県とも歩調を合わせて岡崎市は、「新ウイズプランおかざき 21」を策定し、2016 年度から実施している。

市民調査では男女共同参画社会の実現に向けて岡崎市に期待することでは、教育の機会があった。本学で養成されると考える保育者にとっても、関わりがある。教育の初期において、性別を超えた個としての考え方を見守る必要がある。

また、今後は多様な考え方をを持った家族や人間関係がますます増してくる。従来の家族観では理解できない関係もあることであろう。そのような人々を理解し、良い人間関係を築くためにも、個人が男女共同参画への正しい知識を持てるように啓発に努めていきたい。

今後は、岡崎市の意識調査が他市町村に比して特徴があるかどうかとも研究を続ける。

## 謝辞

本論を進めるにあたり、岡崎市文化芸術部男女共同参画課に感謝いたします。

## 注

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 2 国連開発計画『人間開発報告書2014』  
<http://hdr.undp.org/sites/default/files/hdr14-summary-jp.pdf> p24  
2017年1月4日参照
- 3 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 4 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- 5 男女共同参画社会基本法 前文
- 6 同上
- 7 OECD『対日審査報告書2015年版』  
<http://www.oecd.org/eco/surveys/Japan-2015-overview-Japanese-version.pdf>  
2017年1月4日参照
- 8 岡崎市男女共同参画推進条例 前文
- 9 同上
- 10 岡崎市男女共同参画推進条例 第1条
- 11 岡崎市男女共同参画推進条例 第2条
- 12 岡崎市男女共同参画推進条例 第3条
- 13 岡崎市『ウイズプランおかざき2020 - 第4次岡崎市男女共同参画基本計画 平成28年(2016)年度～平成32年(2020)年度 -』岡崎市文化芸術部男女共同参画課、2016、p20 - 21
- 14 岡崎市『岡崎市男女共同参画基本計画「新ウイズプランおかざき21」見直しにあたっての意識調査結果 - 市民意識調査結果、事業所意識調査結果 - 報告書』岡崎市文化芸術部文化活動推進課男女共同参画班、2015、p 1

- 15 同上、p4
- 16 同上、p5
- 17 同上、p6 - 7
- 18 同上、P8 - 9
- 19 同上、p10 - 11
- 20 同上、p12 - 27
- 21 同上、p32 - 33
- 22 同上、p30 - 31
- 23 同上、p170 - 171

## 参考文献

- ・岡崎市『岡崎市市民協働推進計画 概要版』岡崎市市民文化局市民協働推進課、2010
- ・岡崎市『新ウイズプランおかざき21 - 第3次岡崎市男女共同参画基本計画 平成23年(2011)年度～平成27(2015)年度』岡崎市文化芸術部文化活動推進課、2011
- ・岡崎市『新ウイズプランおかざき21 - 第3次岡崎市男女共同参画基本計画 平成23年(2011)年度～平成27(2015)年度 概要版』岡崎市文化芸術部文化活動推進課、2011
- ・岡崎市『岡崎市はどうなっているのかな? 男女共同参画社会の「今」と「これから」』岡崎市文化芸術部文化活動推進課男女共同参画班、2012
- ・岡崎市『岡崎市男女共同参画基本計画「新ウイズプランおかざき21」見直しにあたっての意識調査結果 - 市民意識調査結果、事業所意識調査結果 - 報告書』岡崎市文化芸術部文化活動推進課男女共同参画班、2015
- ・岡崎市『ウイズプランおかざき2020 - 第4次岡崎市男女共同参画基本計画 平成28年(2016)年度～平成32年(2020)年度 -』岡崎市文化芸術部男女共同参画課、2016
- ・岡崎市『ウイズプランおかざき2020 - 第4次岡崎市男女共同参画基本計画 平成28年(2016)年度～平成32年(2020)年度 - 概要版』岡崎市文化芸術部男女共同参画課、2016
- ・櫻木晃裕編『女性の仕事環境とキャリア形成』税務経理協会、2006年
- ・内閣府『平成28年版 男女共同参画白書』2016
- ・日本婦人団体連合会編『女性白書2016』ほるぷ出版、2016

